

新分野進出に係る Q & A

質問事項	回答
進出分野の範囲に要件がありますか？	・ 風俗営業等、公序良俗に反するものは対象外です
事業の目的を登記する必要がありますか？	進出事業について商業登記簿謄本で確認します 登記がない場合は、定款または総会・取締役会等議事録の写しを確認します 個人事業者は不要です
進出時期が平成19年1月以前の場合は対象となりますか？	対象外となります ただし、対象期間内に新たに他分野に進出し、500万円以上（税込み）の支出を行った場合には対象となります （例） ・・・平成15年に農業分野に進出しみかん栽培を行っているが、平成19年4月に1千万円の設備投資を行いみかんの加工食品の販売に着手した ×・・・平成15年に農業分野に進出し果樹栽培を行っているが、平成19年4月に1千万円以上の設備投資を行っての野菜栽培に着手した
支出の内容に要件はありますか？	・ 施設整備や機械購入等初期投資に係る費用、材料費や人件費等の営業に係る費用について新分野事業に関係することが明らかな支出に限ります ・ 対象期間内に会社設立のための出資金も支出として認めます（500万円以上必要） ・ 既に新分野に進出していて、他分野に進出するための増資についても支出として認めます
会社設立の場合で、会社でなく社長が個人で出資した場合は対象となりますか？	会社としての出資がなければ、対象外となります 決算書類、定款、議事録等で確認します 個人事業者は事業主が出資者であること
共同出資の場合、共同出資額が500万円以上あれば対象となりますか？	単独で500万円以上の出資が必要です
会社設立の場合に、新会社でも500万円以上支出していることが必要ですか？	新会社における500万円以上の支出は必要ありませんが、新分野事業に係る支出が全くない場合には対象となりません